



宮 崎 県 公 報

令 和 7 年 1 月 27 日 (月 曜 日) 第 580 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| 告 示 | 頁 | ○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…………… (水産政策課) 1 |
| ○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (福祉保健課) 1 | | 公 告 |
| ○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1 | | ○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 2 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定 (“ ”) 1 | | ○公共測量の終了の通知…………… (管理課) 2 |
| | | ○都市計画の変更の案の縦覧 (3件) …… (都市計画課) 2 |

告 示

宮崎県告示第34号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年1月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 氏名及び施術所の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|---------------------|----------|
| 丸山 芳昭 霧島整骨院 | 西諸県郡高原町大字蒲牟田5631-29 | 令和7年1月6日 |

宮崎県告示第35号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年1月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字楠平2800-1、2801-1から2801-3まで、2801-5から2801-7まで、2801-10、2801-11、2801-15から2801-17まで、2801-19から2801-21まで、2801-26から2801-28まで、2801-32から2801-38まで、2801-41、2801-43、2801-44、2801-46、2801-50、2803-1、字式合目2824-1、2825-1、2825-4、2826、2833-3

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第36号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年1月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字中道 817・845 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、823-1、823-3

2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第37号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和7年1月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| | |
|------------|---|
| 同意成立の届出年月日 | 令和6年12月6日 |
| 発起人の住所及び氏名 | 日南市 株式会社浜上水産 代表取締役 濱上 貢 日南市 有限会社日高水産 代表取締役 日高 誠悟 |
| 加入区 の 名 称 | 日南市第二加入区 |
| 区 域 | 日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域以外の地域 |
| 区 分 | 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により大島堰北部地区営土地改良事業（串間市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年1月27日から令和7年2月26日まで
- 3 縦覧場所
串間市農地水産林政課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和7年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（境界測量）
- 2 作業地域
宮崎県児湯郡新富町大字新田、伊倉
- 3 作業終了日
令和6年12月6日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和7年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及びその名称
日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
日向市竹島町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県日向土木事務所並びに延岡市都市計画課、門川町建設課及び日向市都市政策課
(2) 期間
令和7年1月27日から令和7年2月10日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和7年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及びその名称
日向延岡新産業都市計画 臨港地区の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
日向市竹島町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県日向土木事務所並びに延岡市都市計画課、門川町建設課及び日向市都市政策課
(2) 期間
令和7年1月27日から令和7年2月10日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和7年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及びその名称
(1) 種類

日向延岡新産業都市計画道路

(2) 名称

3・3・1号国道10号線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

延岡市浜砂1丁目、出北1丁目、出北2丁目、出北3丁目、
出北4丁目、出北5丁目及び卸本町の各一部

(2) 削除する部分

延岡市浜砂2丁目、出北5丁目及び出北6丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び宮
崎県日向土木事務所並びに延岡市都市計画課、門川町建設課及
び日向市都市政策課

(2) 期間

令和7年1月27日から令和7年2月10日まで

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|